

## 緊急自動車・道路維持作業用自動車の申請手続きについて

道路交通法に規定されている緊急自動車又は道路維持作業用自動車は、公安委員会に対する届出又は指定申請が必要となります。

### 1 仮届出・仮申請

#### (1) 必要書類

##### 【共通】

- 車両諸元（「メーカー」「型式」「車台番号」がわかる書類）
- 車両の写真又は図面（前後・側面）
- ※ この他にも資料の追加提出を求める場合があります。

##### 【新規・増車】

- 理由書（公安委員会宛、事業の概要、必要性の記載されたもの）

##### 【更新】

- 旧車両の届出確認書又は指定書の写し
- 旧車両の車検証の写し

#### (2) 受付窓口

大阪府警察本部交通部交通総務課

### 2 本届出・本申請

#### (1) 必要書類

##### 【共通】

- 自動車検査証記録事項が記載された書面
- 車両の写真（前後・側面）
- ※ 救急車は後面からストレッチャーが見える状態の写真も必要

##### 【届出の場合】

- 緊急自動車届出書又は道路維持作業用自動車届出書

##### 【指定の場合】

- 緊急自動車指定申請書又は道路維持作業用自動車指定申請書

#### (2) 受付窓口

大阪府警察本部交通部交通総務課  
大阪府下の警察署（届出の場合に限る）

### 3 問い合わせ先

月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）午前9時00分から午後5時45分までの間  
大阪府警察本部交通部交通総務課 06-6943-1234（内線50262）

**※ 申請される場合は、事前に大阪府警察本部交通総務課にお問い合わせください。**